公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第４０号
鹿児島市東谷山１丁目73番３号
債務者　芝　　雅之
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　啓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２４０号
北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ526番地の１　富士見団地　６棟　32号室
債務者　中村　栄宏
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市老松町１丁目１番44号　マンションミフネＮＯ12　103、転居前の住所岡山県岡山市北区鹿田本町８番50号　アークハイツ鹿田601号
債務者　黒田　健二
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東川　芳美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第６６０号
北九州市小倉南区徳力４丁目18番６－302号、前住所北九州市小倉北区下到津４丁目13番19－1105号
債務者　小清水信宏
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天川　龍一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７５号
北九州市八幡東区祝町１丁目19番15号
債務者　原田　可蓮
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７６号
北九州市門司区大里本町３丁目８番20－401号
債務者　三橋　巌根
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　哲茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５５号
群馬県邑楽郡板倉町海老瀬7407－４、住民票上の住所群馬県太田市新島町644番地　シーズガーデン太田204号
債務者　須藤　　貴裕
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第７８号
福島県会津若松市亀賀二丁目12番地の５　ルトゥールＢ－201
債務者　荒川　雄真
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟城　善貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第７８号
茨城県北茨城市磯原町大塚３番地
債務者　豊田　一行
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間友則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第５２号
兵庫県美方郡新温泉町三谷49　ミタニテラス34号、住民票上の住所兵庫県加古川市新神野２丁目４番６号
債務者　西岡　裕樹
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第７２号
香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁94番地１（県営新宇多津団地403）
債務者　宮本　千幸
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第３７号
福岡県飯塚市幸袋612番地９　ファミールＯＫ１　206号室、前住所福岡県飯塚市小正34番地１　ファミールＯＢＳ　Ｃ－１号室
債務者　堀　　優吾
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第５５号
福岡県飯塚市花瀬152番地１　ベネッセＴＯＭＯ－Ａ
債務者　樋口　義博
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第６５号
福岡県飯塚市綱分1773番地４
債務者　古賀　　洋
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石美紗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第２９７号
埼玉県熊谷市石原1495番地
債務者　木部　隆章
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部